

長崎県高等学校野球連盟表彰・慶弔規程

第1条 本規定は、長崎県高等学校野球連盟に属する役員・部長・監督・審判委員に適用するものである。

第2条 本連盟の振興と発展に努力し、その功績があった者で、次の各号のいずれかに該当する者の中から役員会で選考し承認を得て、感謝状と記念品を贈る。

- 1 本連盟の会長、副会長として従事した者。
 - 2 本連盟の理事として通算10年以上従事した者。
 - 3 本連盟の部長・監督として通算20年以上従事した者。
 - 4 本連盟の審判委員として通算10年以上従事した者。
 - 5 その他、本連盟が適当と認めた者。
- その他、特に必要と認める場合は役員会で審議し決定する。

第3条 長崎県高等学校野球連盟に属する役員・部長・監督・審判委員に弔事があった場合は下記の通りとする。

- 1 本人の場合 弔慰金 20,000円・弔電・(生花)
- 2 配偶者の場合 弔慰金 10,000円・弔電・(生花)
- 3 その他、特に必要と認める場合は役員会で審議し決定する。

第4条 本規程は平成14年4月1日より施行する。